

# 一般社団法人 東京滋賀県人会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京滋賀県人会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に従い、郷土の先人の遺徳を継承し、会員相互の親睦および教育ならびに社会文化の向上発展に寄与するとともに、相互に協力して郷土の発展に資することを目的とする。  
また、次世代を担う後進の指導、育成、支援にも力を注ぐこととする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利、厚生、親睦を図るために必要な事業
- (2) 郷土の先人の遺徳をしのび学ぶ催しの開催又は協賛
- (3) 会員の教養ならびに社会文化の向上を図るための講演会、見学会、文化交流会等の開催
- (4) 会報誌の発刊その他印刷物の発行、公式ホームページの開設
- (5) 郷土の諸団体との連携により郷土の発展を支援する事業および国内外の滋賀県人会との親善交流を図る事業
- (6) 上記各項の事業を行うための事務所の管理運営
- (7) 当法人が保有する建物等を貸与する事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 当法人は、東京都及びその周辺の地域に居住または勤務する滋賀県出身の者ならびに滋賀県にゆかりのある者で、当法人の事業に賛同する個人または法人であって、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

### (会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の会員種別にて構成され、会員となるには会員登録を必要とする。

- (1) 正会員は、当法人の事業に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員は、当法人の目的に賛同して特別に入会した個人
- (3) 法人会員は、当法人の目的に賛同して入会した法人

2 前項の会員をもって「一般法人法」上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第 7 条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申込みをし、専務理事の承認を受けなければならない。

#### (名簿の作成)

第 8 条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

#### (会費の負担)

第 9 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、会員は、会員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しないものとする。

#### (任意退会)

第 10 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名等)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名または会員としての便宜供与を停止することができる。

- (1) この定款その他の規則または社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### (会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条第 1 項に定める支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき、失踪宣言を受けたとき、または解散したとき

### 第 4 章 会員総会

#### (構成)

第 13 条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第 14 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分の承認
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 15 条 当法人の会員総会は、定時会員総会および臨時会員総会とする。定時会員総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、臨時会員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会員の議決権の10の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会を招集するには、会長は会員総会の日1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知するか、または会員の承諾を得て、電子メールなどにより通知する。

ただし、会員総会に出席しない会員が書面または電子メールなどによって議決権を行使することが出来ることを定めた場合には、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、出席した他の業務執行理事とする。

(議決権)

第 18 条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第 19 条 会員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する会員の4分の1以上が出席し、出席した当該会員の過半数の議決権をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散および残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。なお、理事または監事の候補者の合計数が第 25 条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 20 条 会員は、当法人の議決権を有する他の会員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の会員または代理人は、会員総会ごとに委任状を当法人に差出さなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって当法人に提出することにより議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 22 条 理事または会員が会員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が会員の全員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録は 10 年間保管する。

2 議長および出席した理事2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 25 条 当法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上50名以内
- (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち、次の一般法人法上の業務執行理事をおく。
  - (1) 副会長7名以内
  - (2) 専務理事 1 名
  - (3) 常務理事2名以上10名以内
- 5 監事は、監事の協議により常勤の監事1名をおくことができる。

(役員を選任)

第 26 条 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。新任理事候補および新任監事候補に推挙されるためには、原則として当会在籍1年以上かつ会員2名以上の推薦を要する。

2 会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。

(理事の職務および権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長および次の業務執行理事は、次に定める業務を執行する。
  - (1) 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する
  - (2) 副会長は、会長を補佐する
  - (3) 専務理事は、会長および副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、副会長に事故があるときまたは欠けたとき、必要に応じてその職務を代行する
  - (4) 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する
- 3 会長および業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外のものとの間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務および権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 監事は理事の職務の執行状況を監査する
- (2) 当法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する
- (3) 会員総会および理事会に出席し意見を述べなければならない
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を会員総会に報告しなければならない
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求することができる
- (8) その他法令等に定められた事項

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事または監事としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

第 31 条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、会員総会において別に定める総額の範囲内(※)で理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。(※)2022.09. 03 総会:300万円の範囲内と決議。

2 役員には、その職務を行うために要した費用については支払うことができる。

(審議役)

- 第 32 条 当法人に、任意の機関として30名以内の審議役をおく。
- 2 審議役の選任および解任は、理事会の決議による。
  - 3 審議役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度終了後最初に開催する理事会の終結のときまでとする。
  - 4 審議役の職務は、理事会に出席し、諮問された事項について参考意見を述べること。また、理事等の相談事項に応じるものとする。
  - 5 審議役は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要した費用については支払うことができる。

(顧問)

- 第 33 条 当法人に、任意の機関としての顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。特に当法人への貢献が大である顧問については、会長が最高顧問、特別顧問を委嘱する。
  - 3 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

- 第 34 条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 35 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長および第 25 条第 4 項に定める業務執行理事の選定および解職

(招集)

- 第 36 条 理事会は、会長が招集する。理事会の議長は会長とする。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに各理事および各監事ならびに各審議役に対して通知を発しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。(決議方法等)

(決議方法等)

- 第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が、書面または電磁的方法により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。  
ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録は 10 年間保管する。

2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席した場合には、出席理事全員および監事が記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業計画および収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 41 条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号及び第 3 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事および監事の名簿

(3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 42 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (残余財産の処分)

第 45 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第 9 章 公告の方法

##### (公告の方法)

第 46 条 当法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

#### 第 10 章 事務局

##### (事務局)

第 47 条 当法人に事務局を設け、事務局長および職員若干名をおく。

2 事務局長は理事とし、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会において定める事務局内規によるものとする。

#### 第 11 章 個人情報の保護

##### (個人情報の保護)

第 48 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別途定める個人情報管理規程によるものとする。

#### 附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 当法人の最初の会長は鹿取源三とする。
- 当法人の定款第 25 条第 4 項に定める業務執行理事は次のとおりとする。
  - 最初の副会長は、中西英一郎、福井豊信、静永純一
  - 最初の専務理事は、中西正一
  - 最初の常務理事は、中西賢次郎、森岡進一
- 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この書面は一般社団法人東京滋賀県人会の定款に相違ありません。

2023年(令和4年) 9月 4日

東京都中央区東日本橋3丁目6番20号  
一般社団法人 東京滋賀県人会  
代表理事 小林 洋一 印